

法務省人定訓第1号

本省局部課長  
所管各庁の長

法務省定員規則（平成13年法務省令第16号）第2条の規定に基づき、法務省定員細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

法務大臣 山下貴司  
(公印省略)

法務省定員細則の一部を改正する訓令

法務省定員細則（平成13年法務省人定訓第80号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

第1項の表を次のように改める。

区	分	定 員	備 考
本省	内部部局 大臣官房	392人	1 事務次官1人及び秘書官1人を含む。 2 うち、59人は、司法法制部の定員とし、司法法制部の定員のうち、6人は、国立国会図書館支部法務図書館の定員とする。
	民事局	94人	
	刑事局	60人	

## 機密性 2 情報

	矯 正 局	7 8 人	
	保 護 局	4 1 人	
	人 権 擁 護 局	2 4 人	
	訟 务 局	8 2 人	
	小 計	7 7 1 人	
施 設 等 機 関	法務総合研究所	8 4 人	
	矯正研修所	7 9 人	うち、24人は、支所の定員とする。
	刑務所、少年刑務所及び拘置所	1 9, 6 5 7 人	
	少 年 院	2, 4 2 8 人	
	少 年 鑑 別 所	1, 1 7 8 人	
	婦 人 楠 導 院	2 人	
	小 計	2 3, 4 2 8 人	
地 方 支 分 部 局	法務局及び地方法務局	8, 8 9 4 人	
	矯正管区	2 6 9 人	
	地 方 更 生 保 護 委 員 会	2 9 9 人	
	保 護 觀 察 所	1, 5 4 4 人	
	小 計	1 1, 0 0 6 人	

## 機密性 2 情報

	檢 察 庁	11, 860人	
	本 省 計	47, 065人	
出入国在留管理庁	内部部局	88人	長官1人、次長1人、審議官2人及び参事官1人を含む。
	出入国管理部	48人	
	在留管理支援部	75人	
	小 計	211人	
	施設等機関	入国者収容所	214人
	地方支分部局	地方出入国在留管理局	5, 007人
	出入国在留管理庁計		5, 432人
公安審査委員会	内部部局	事務局	4人
公安調査庁	内部部局	総務部	81人
		長官1人及び次長1人を含む。	
		調査第一部	122人
		調査第二部	167人
		小 計	370人
	施設等機関	公安調査庁研修所	8人

機密性 2 情報

地方支 分部局	公安調査局	1, 272人	
公 安 調 査 庁 計		1, 650人	
法 務 省 合 計		54, 151人	

第2項中「、各入国者収容所」及び「、各地方入国管理局」を削り、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 各入国者収容所及び各地方出入国在留管理局別の定員は、第1項に定める当該定員の範囲内において、出入国在留管理庁長官が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の法務省定員細則第1項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区 分	期 間	定 員
少 年 鑑 別 所	平成31年9月30日までの間	1, 183人
法 務 局 及 び 地 方 法 務 局	平成31年9月30日までの間	8, 903人
検 察 庁	平成31年12月31日までの間	11, 873人